

プレキャストコンクリート製品

品質管理体制等（技術的生産条件等）の変更に関する手続と対応一覧表

項目	事前届け	書面審査	工場審査	製品試験
■一般事項				
品質管理体制（基準A・B）の変更	●	●	●	—
組織の変更	●	●	—	—
品質管理責任者の変更	●	●	—	—
製造事業者名及び住所の変更	●	●	—	—
代表者の変更	●	—	—	—
事業承継	●	●	○	○
工場名及び所在地の変更	●	●	—	—
工場移転〔新規申請扱い〕	●	●	●	●
休止工場の生産再開	●	●	○	○
■製品関係				
認証区分の追加〔追加申請扱い〕	●	●	●	●
認証区分内の製品（推奨仕様）追加	●	●	●	●
製品の特性が追加になる場合	●	●	●	●
認証範囲（呼び）の追加	●	●	—	—
製品の設計及び仕様（配筋）の変更	●	●	○	○
表示の変更	●	●	—	—
■原材料関係				
配合の変更・追加	●	●	—	—
セメントの変更・追加	●	●	—	—
骨材の変更・追加	●	●	—	—
水の変更・追加	●	●	—	—
混和剤の変更・追加	●	●	—	—
■製造工程・製造設備・検査設備				
製造工程の変更	●	●	○	○
製造ライン（JPA等）の補修・改修	不要	—	—	—
新規型枠の増加（呼びの追加）	●	●	—	—
材料計量装置の変更・追加	●	●	○	○
ミキサ変更・追加	●	●	○	○
ミキサの消耗部品交換	不要	—	—	—
振動機・締固め方法の変更	●	●	—	—
養生設備の変更	●	●	—	—

項目	事前届け	書面審査	工場審査	製品試験
プラントの増設・SB	●	●	○	○
主要検査設備の変更	●	●	—	—

注： ●は、必ず実施する。
○は、書面審査の結果から必要と判断する場合に実施する。
“不要” もしくは “—” は、原則として実施しない。
ただし、当該変更により日本工業規格に適合しなくなる恐れがある場合、又は提出書類に疑義が生じた場合は、工場審査及び/又は製品試験を実施する。

備考： 各種条件変更に対する対応の具体策

- 原則として、変更の2週間前までに技術的生産条件の変更届を提出すること。
- 社内規格（改正）の状況が確認できる資料及び試験成績表等、付随する添付資料の提出すること。
- JIS マークの表示継続については、変更年月日（通常の生産開始日）以降から可能とする。
ただし、工場審査及び/又は製品試験で重大な不適合が発生した場合には、変更年月日まで遡ってJIS マークを抹消させる。
- 当該変更により実施する製品試験は、製品の性能と代替性能（コンクリートの圧縮強度等）の関係が明確な場合、代替性能による確認でもよい。

1. 審査料金 [下記の料金は、消費税等(5%)が含まれています]

① 書面審査のみの場合 [登録維持料に含めているため無料]

② 書面審査に加え工場審査、製品試験を実施する場合……………¥68,250.-

2. 認証書記載内容に変更がある場合は、改めて認証書を発行 ……………¥10,500.-

3. 交通費は実費を、宿泊費はMSAの規定金額を申し受けます